

令和 8 年度事業計画

1 方 針

公益財団法人姫路市救急医療協会は、昭和 53 年に設立されて以来これまでの間、姫路市をはじめとした中播磨圏域における一次救急の拠点である姫路市休日・夜間急病センターを運営するため様々な課題に取り組んできました。

令和 8 年度の実業としては、引き続き、姫路市から指定管理の指定を受けて姫路市休日・夜間急病センターにおける急病者の診療等の管理運営業務及び第二次救急医療施設への後送業務を実施します。

これらの一次救急医療事業を安定して提供することにより、市民が安心して暮らせる救急医療体制を確保します。

2 事 業

姫路市休日・夜間急病センターの管理運営事業を行います。事業は公益目的事業となり、細分すると次の 3 事業を行います。

(1) 姫路市休日・夜間急病センターの管理運営（指定管理業務）

① 診療業務

次に掲げる事項において急病者の初診及び応急処置を行う。

ア 診療場所

姫路市休日・夜間急病センター

姫路市西今宿三丁目 7 番 21 号（姫路市医師会館 1 階）

イ 診療時間及び診療科目

○休日昼間（午前 9 時から午後 6 時まで）

内科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科

○夜間（午後 9 時から翌朝午前 6 時まで）

内科、小児科

ウ 診療体制

医師は姫路市医師会等から、薬剤師は姫路薬剤師会からの出務により休日昼間と夜間の時間帯で診療体制を構築する。

○休日昼間

医師 5 名（内科 1 名、内・小 1 名、小児科 1 名、眼科 1 名、耳鼻咽喉科 1 名）

薬剤師 2 名

看護師 9 名

事務員 4 名

フロアマネージャー 1 名

（年末年始等は、状況に応じて増員）

○夜間

医師 2名（内科1名、小児科1名）
薬剤師 1名
看護師 5～6名
事務員 2名（土曜日は3名「1名増員」）
フロアマネージャー1名
（年末年始等は、状況に応じて増員）

エ 患者数見込

休日昼間（内科・小児科）	13,000人
（眼科）	1,700人
（耳鼻咽喉科）	2,300人
夜間（内科・小児科）	23,000人
計	40,000人

② 施設等の維持・管理

姫路市が所有する施設や医療設備を維持・管理する。

- ア 施設 姫路市休日・夜間急病センター
姫路市医師会館1階部分（鉄筋鉄骨コンクリート造6階建）
延床面積 1,168.34 m²
事務室、診察室7、観察室2、処置室1等
- イ 付帯施設（共用施設）
駐車場97台（障害者用4台）
- ウ 医療設備 X線撮影装置（平成21年12月更新）
デジタル画像診断システム（令和6年12月更新）
自動血球計数CRP測定装置（令和4年7月更新）、
超音波診断装置（令和2年9月更新）
心電図自動解析装置（令和2年11月更新）等

(2) 急病患者の第二次救急医療施設への後送

姫路市から委託を受けて、後送・二次救急医療体制確保事業及び小児・周産期救急医療体制整備事業を実施する。

- ① 後送医療機関の確保に関する事業
姫路市休日・夜間急病センターにおいて処置困難な重症患者を転送するため、後送医療機関をあらかじめ確保する。
- ② 二次救急医療体制確保事業
二次救急における救急患者の積極的な受入れを促すことを目的に、受入実績に応じた支援を実施し、救急需要が増大する中、限られた医療資源を有効に活用する。
- ③ 小児・周産期救急医療体制整備事業
姫路市から委託を受けた小児救急医療体制の確保及びハイリスク妊産婦・新生児などの周産期救急医療患者を受け入れる体制を確保するため、

総合周産期母子医療センターを有する姫路赤十字病院を支援し、年間を通じて安定した小児・周産期救急医療体制を推進する。

(3) 急病患者的医療に関する知識の普及事業

市民に姫路市の救急医療の現状や救急医療機関の正しい利用について、理解と協力を求めるために救急医療フォーラムを実施する。